



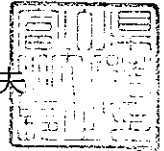
小矢部市告示第22号

字の区域の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 260条第 1 項の規定により、本市の区域内の字の区域を次のとおり変更するものとし、同条第 2 項の規定により告示する。

平成27年 3 月23日

小矢部市長 桜井 森 夫



字の区域の変更に関するもの

市町村名	従前の大字、字の区域を変更し、大字「西中野」小字「古田」に編入する区域		
	大字名	字 名	地 番
小矢部市	法楽寺西中野入会	道島	1の1、1の4、1の5

上記の区域内にある市有地の全部を含む。

市町村名	従前の大字、字の区域を変更し、大字「西中野」小字「道島」に編入する区域		
	大字名	字 名	地 番
小矢部市	法楽寺西中野入会	道島	1の2、5の1から5の5まで、6の2から6の4まで、7の2、10の2、11の2から11の5まで、12の3、13の3、14の3、15の3、15の4、16の1から16の5まで、28の1、29から31まで、38の1、39の1、40の1、41の1、42の1、43の1、44の1、45、46の1、47の1、48の1、49の1、49の3、53の1、54の1、55の1

上記の区域内にある市有地の全部を含む。